

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 29 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0829 第 2 号
令和 7 年 8 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 9 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

1 別添 1 の第 2 章第 1 部第 1 節 B 0 0 5 -14 を次のように改める。

- (1) プログラム医療機器等指導管理料は、疾病の管理等のために主に患者自ら
が使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導
及び医学管理を行った場合に月 1 回に限り算定する。具体的には、例えば以
下のような場合を指す。

ア ニコチン依存症治療補助アプリを用いる場合は、「B 0 0 1 - 3 - 2」
に掲げるニコチン依存症管理料の「1」の「イ」又は「2」を算定し、か
つ、特定保険医療材料のニコチン依存症治療補助アプリを算定する場合

イ 高血圧症治療補助アプリを用いる場合は、高血圧症の医学管理において
第 2 章第 1 部第 1 節医学管理料等（プログラム医療機器等指導管理料を除
く。）のうち要件を満たすものを算定し、かつ、特定保険医療材料の高血
圧症治療補助アプリを算定する場合

また、導入期加算は、プログラム医療機器等に係る初回の指導管理の際に、
当該プログラム医療機器等を使用する際の療養上の注意点及び当該プログラ
ム医療機器等の使用方法等の指導を行った場合に算定する。

- (2) アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師が、アルコール依存症
に係る総合的な指導及び治療管理を実施し、かつ、特定保険医療材料のアル
コール依存症飲酒量低減治療補助アプリを算定する場合、月 1 回に限り本区
分の点数を準用して算定する。

また、アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリに係る初回の指導管理
を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注 2」
に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。

なお、アルコール依存症に係る適切な研修の修了証について、当該保険医
療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、
ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない
場合については、この限りではないこと。

2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 (13) イを次のように改める。

イ 本区分「14」のリン酸化タウ蛋白（髄液）、本区分「15」のアミロイド β 42/40
比（髄液）又は本区分「15」の所定点数を準用するリン酸化タウ蛋白/アミロ
イド β 42 比（髄液）のうちいずれかを併せて行った場合は主たるもののみ算
定する。

3 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 (14) の次に次を加える。

- (15) リン酸化タウ蛋白/アミロイド β 42 比（髄液）は、効能又は効果としてア
ルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医

8 別添1の第2章第10部第1節第8款K598(1)イの次に次を加える。

ウ 十分な薬物治療にもかかわらず改善のみられないNYHAクラスⅡ(軽度)、左室駆出率30%以下、QRS幅150ms以上、左脚ブロック、洞調律の全てを満たす心不全患者の症状改善(当該患者に対する使用が薬事承認において認められている医療機器を用いて実施した場合に限る。)

9 別添1の第2章第13部第1節N002(1)を次のように改める。

(1) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクは、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、以下に掲げる目的で本標本作製を再度行う場合に限り、目的別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作成を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。)。なお、「3」のHER2タンパクの2回目以降の算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

ロ ホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現又は超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的

ハ 過去にHER2低発現を確認する目的で本標本作製を実施しHER2陰性が確認されている、化学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的